

保存期間：10年

|    |   |
|----|---|
| 資料 | 1 |
|----|---|

## 国 税 不 服 審 判 所 の 概 要 等

## 国税不服審判所の概要等

### 1 国税不服審判所の位置付け等

#### (1) 組織

国税庁の特別の機関（昭和 45 年の国税通則法の改正により創設）

#### (2) 機能

国税庁長官の持つ権限から国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に関する裁決権を分離・独立させ、執行機関である国税局や税務署等とは別個の機関として、公正な第三者的立場で審査請求事件を審理し裁決を行う。

#### (3) 目的

審査請求人の正当な権利利益の救済を図るとともに、併せて税務行政の適正な運営を確保する。

#### (4) 特色

- イ 審査請求人と原処分庁の双方の主張を十分に把握し、争いとなっている点（争点）を主な審理事項として裁決を行う（争点主義的運営）こととしている。
- ロ 3 名以上の審判官等で構成する合議体の議決に基づき裁決することで公正性の確保を図っている。
- ハ 争点に関する事実について、職権で調査する権限を有している。
- ニ 国税庁長官通達に示された法令解釈に拘束されることなく裁決を行うことができる（国税通則法第 99 条）。
- ホ 裁決は関係行政庁を拘束する行政部内の最終判断。

### 2 現状と課題

#### (1) 体制

- イ 本部、12 支部、7 支所（定員 477 名）。国税不服審判所長の下に、国税審判官、国税副審判官、国税審査官等から構成。国税不服審判所長、東京・大阪の首席国税審判官等には法曹出身者を任命。
- ロ 平成 19 年度より、任期付職員の国税審判官を採用。  
平成 19 年 7 月に 4 名、平成 20 年 7 月に 1 名採用し、現在 5 名。

## (2) 最近の審査請求の状況

| 会計年度 | 15     | 16     | 17     | 18     | 19     |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 発生件数 | 3,435件 | 3,083件 | 2,961件 | 2,504件 | 2,753件 |
| 処理件数 | 3,706件 | 3,378件 | 3,165件 | 2,945件 | 2,404件 |
| 取消割合 | 22.0%  | 14.6%  | 14.8%  | 12.3%  | 12.7%  |
| 未済件数 | 2,734件 | 2,439件 | 2,235件 | 1,794件 | 2,143件 |

## (3) 当面の事務運営の目標

スローガン：公正な第三者的機関として、審判所事務運営を機動的、効率的に行い、適正・迅速な裁決の実現を図る。

具体的目標：①国税不服審判所における不服審査は、原則1年以内に処理する。

②充実した調査・審理に基づく適正な裁決を行う。

③簡潔、明瞭な裁決書を作成する。

## (4) 国税庁における実績の評価の目標

業績目標 1-2-5：納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に  
適正・迅速に対応します。

### ○ 審査請求

国税不服審判所は、審査請求人と処分を行った行政庁（税務署長や国税局長など）の双方から事実関係や主張を聞き、どのようなことが争点となっているのかを主な審理事項とし、必要があれば自ら調査を行って、公正な第三者的立場で審理した上で裁決を行います。

国税不服審判所では、手続の公正さや審査請求人が求める迅速さなどを総合勘案して、全処理件数のうち1年以内に処理した件数の割合を一つの目安として事件処理の適正さに配慮しつつ迅速な処理に努めます。

【業績指標 1-24 「審査請求」の1年以内の処理件数割合】 (単位：%)

| 会計年度   | 平成16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度目標値 |
|--------|--------|------|------|------|---------|
| 処理件数割合 | 82.2   | 84.5 | 85.6 | 89.0 | 85以上    |

(出典：平成20事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画)